

海岸保全基本計画の策定について

現海岸保全基本計画の策定にあたって

平成11年に海岸法が改正され、その目的が「海岸の防護」に「海岸環境の整備及び保全」、「海岸における公衆の適正な利用」を加えたものとなった。

海岸法の改正、海岸保全基本方針、海岸保全基本計画との関係については、以下の図に示すとおりである。

また、海岸法改正の趣旨、海岸保全基本方針の概要、海岸保全基本計画において定めるべき事項について以下に示す。

海岸法の改正（平成11年5月28日公布・平成12年4月1日施行）

美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して

防護主体の海岸整備から防護、環境及び利用の調和の
とれた総合的な海岸管理制度へ

海岸保全基本方針（主務大臣）

美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて

防護主体の海岸整備から防護、環境及び利用の調和の
とれた総合的な海岸管理制度へ

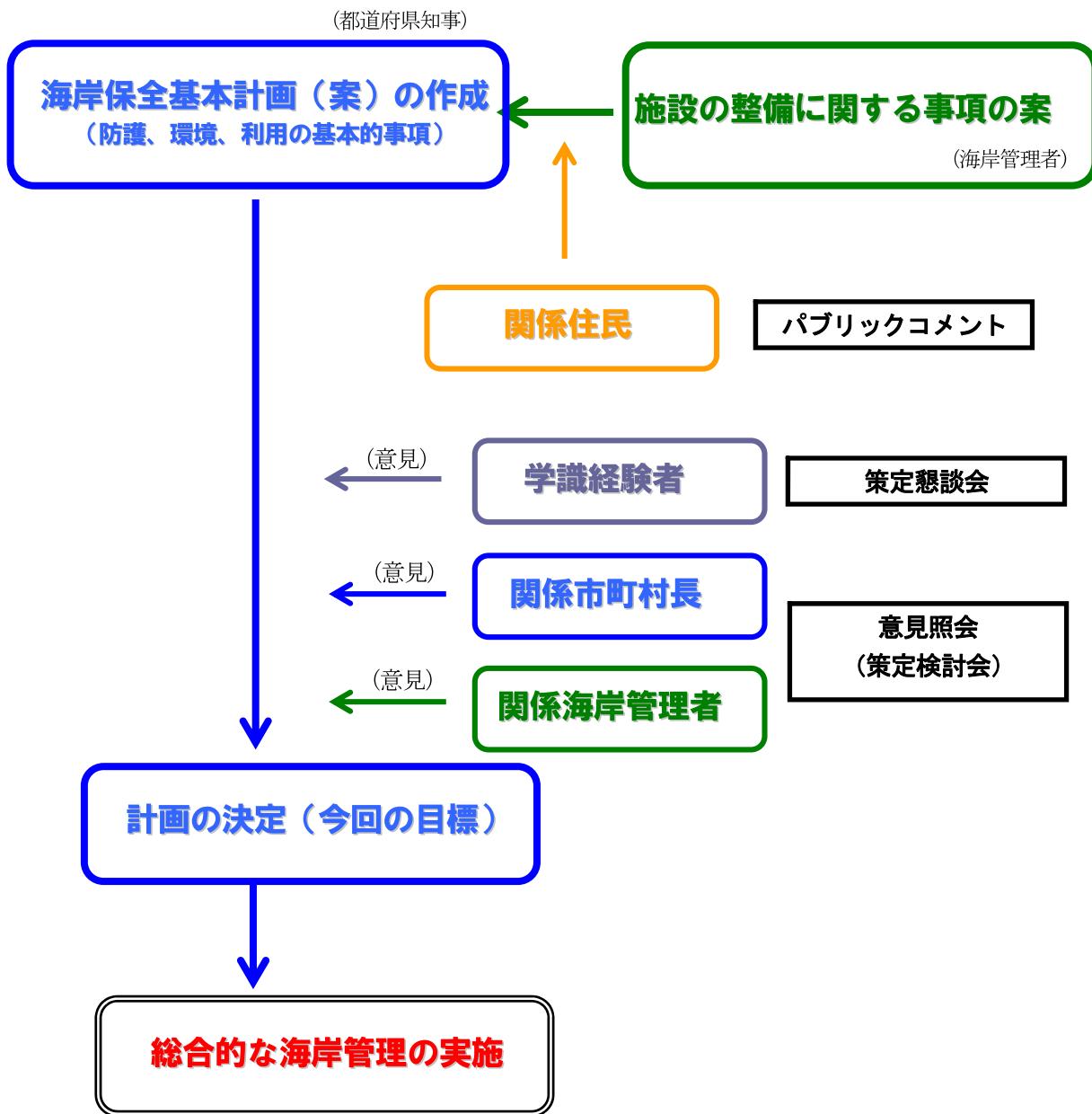
海岸保全基本計画（都道府県知事）平成16年8月に策定

環境及び利用も含めた海岸保全の基本事項、施設整備に関する事項等を定める。
策定にあたっては、地域の意見、専門家の意見を反映させるため、学識経験者、
関係市町村長及び関係海岸管理者の意見聴取手続き並びに関係住民の意見を反映
する手続きを導入することとされている。

※海岸保全基本計画の変更にあたっても、策定の流れを準用することとなっている。

○今回の変更にあたっては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震における未曾有の津波災害により、津波の防護に関する設定方法等が新たに示され、今後の海岸防護や防災について見直すこととなり、今後の海岸の事業に影響があることから変更することとした。また、計画策定後、約9年経過していることもあり、全体的な時点更新も行う予定。

○全体の基本的な流れ



海岸法

(昭和三十一年五月十二日法律第百一号)

最終改正:平成二三年五月二日法律第三七号

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 海岸保全区域に関する管理(第五条—第二十四条)

第三章 海岸保全区域に関する費用(第二十五条—第三十七条)

第三章の二 海岸保全区域に関する管理等の特例(第三十七条の二)

第三章の三 一般公共海岸区域に関する管理及び費用(第三十七条の三—第三十七条の八)

第四章 雜則(第三十八条—第四十条の五)

第五章 罰則(第四十一条—第四十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「海岸保全施設」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜(海岸管理者が、消波等の海岸を防護する機能を維持するために設けたもので、指定したものに限る。)その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設をいう。

2 この法律において、「公共海岸」とは、国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地(他の法令の規定により施設の管理を行う者がその権原に基づき管理する土地として主務省令で定めるものを除き、地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地にあつては、都道府県知事が主務省令で定めるところにより指定し、公示した土地に限る。)及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面をいい、「一般公共海岸区域」とは、公共海岸の区域のうち第三条の規定により指定される海岸保全区域以外の区域をいう。

3 この法律において「海岸管理者」とは、第三条の規定により指定される海岸保全区域及び一般公共海岸区域(以下「海岸保全区域等」という。)について第五条第一項から第四項まで及び第三十七条の二第一項並びに第三十七条の三第一項から第三項までの規定によりその管理を行うべき者をいう。

(海岸保全基本方針)

第二条の二 主務大臣は、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針(以下「海岸保全基本方針」という。)を定めなければならない。

2 主務大臣は、海岸保全基本方針を定めようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなけれ

ばならない。

- 3 主務大臣は、海岸保全基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、海岸保全基本方針の変更について準用する。

(海岸保全基本計画)

第二条の三 都道府県知事は、海岸保全基本方針に基づき、政令で定めるところにより、海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本計画(以下「海岸保全基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ海岸に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。
- 3 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めようとするときは、あらかじめ関係市町村長及び関係海岸管理者の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県知事は、海岸保全基本計画のうち、海岸保全施設の整備に関する事項で政令で定めるものについては、関係海岸管理者が作成する案に基づいて定めるものとする。
- 5 関係海岸管理者は、前項の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、あらかじめ公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 都道府県知事は、海岸保全基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。
- 7 第二項から前項までの規定は、海岸保全基本計画の変更について準用する。

(海岸保全区域の指定)

第三条 都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。ただし、[河川法](#)（昭和三十九年法律第百六十七号）[第三条第一項](#)に規定する河川の河川区域、[砂防法](#)（明治三十年法律第二十九号）[第二条](#)の規定により指定された土地又は[森林法](#)（昭和二十六年法律第二百四十九号）[第二十五条第一項](#)若しくは[第二十五条の二第一項](#)若しくは[第二項](#)の規定による保安林（[同法第二十五条の二第一項](#)後段又は[第二項](#)後段において準用する[同法第二十五条第二項](#)の規定による保安林を除く。以下次項において「保安林」という。）若しくは[同法第四十一条](#)の規定による保安施設地区（以下次項において「保安施設地区」という。）については、指定することができない。

- 2 都道府県知事は、前項ただし書の規定にかかわらず、海岸の防護上特別の必要があると認めるときは、保安林又は保安施設地区の全部又は一部を、農林水産大臣（[森林法第二十五条の二](#)の規定により都道府県知事が指定した保安林については、当該保安林を指定した都道府県知事）に協議して、海岸保全区域として指定することができる。
- 3 前二項の規定による指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、陸地においては満潮時（指定の日の属する年の春分の日における満潮時をいう。）の水際線から、水面においては干潮時（指定の日の属する年の春分の日における干潮時をいう。）の水際線からそれぞれ五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ五十メートルをこえて指定することができる。
- 4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により海岸保全区域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、当該海岸保全区域を公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。